

玄海・伊方原発の再稼動に反対する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 1 年半以上が経過したが、いまだに事故の原因も定かでなく、ふるさとに帰れない避難者は 16 万人にも及んでいる。さらに、原発事故を防ぐための新たな安全基準も暫定である。

九州電力の玄海原子力発電所と四国電力の伊方原子力発電所で行われているプルサーマル発電は、MOX 燃料の強毒性や制御棒が効きにくくなるなどの安全上不利な特性があり、老朽化による金属疲労・腐食や応力腐食割れなど様々な危険性が指摘されている。

また、伊方原子力発電所では新たな活断層が指摘されており、政府の地震調査会でもマグニチュード 8 クラスの地震発生があり得ると指摘された。

玄海原子力発電所においては、免震施設も事故時にベントを迫られた際に放射性物質の放出を減少させるためのフィルターの設置時期も未定である。

福島第一原子力発電所事故では 100 k m 以上離れた地域でも高い放射能を記録しており、大分県は玄海原子力発電所の 100 k m 圏内に位置し、伊方原子力発電所の 50 k m 圏内に位置している。そのため、福島第一原子力発電所のような事故が発生した場合は、大きな被害を受けることは避けられない。

このような状況下で、現在停止している玄海原子力発電所及び伊方原子力発電所の再稼動は認められない。

よって、国におかれては、玄海原子力発電所及び伊方原子力発電所の再稼動を認めないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 19 日

日 田 市 議 会